

給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

様

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	
割	6月分		12月分		
	7月分		1月分		
	8月分		2月分		
	9月分		3月分		
	10月分		4月分		
額	11月分		5月分		
	(備考)				

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに村税条例第44条の規定によって、  
 度給与所得等に係る村民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。



指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に村長に対して審査請求をすることができます。  
 この特別徴収税額の決定の取消しをを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に村を被告として(村長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、  
 ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号